

# 青森県重症難病患者在宅療養支援事業が変わります（保健所用）

## ①利用登録が不要になりました

- これまで保健所が受付けていた「利用登録」が不要となります。

## ②利用申込先が保健所になりました

- これまで難病診療連携コーディネーターが受付けていた「利用申込」先が保健所に変更となります。記載例を参考に、申込書の内容を確認し、受付けてください。

## ③添付書類の内容が変更になりました

- 受付けた「利用申込書」を難病診療連携コーディネーターへ送付してください。また、スムーズな患者状態の把握のため、難病診療連携コーディネーターが求める情報を提供してください。